

第4次

滑川市総合計画

基本構想

- 素案 -

平成22年7月

## 目 次

### 総 論

#### 第1章 策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 総合計画の構成と期間 .....	2
3. 現況 .....	3

#### 第2章 市民の意向

1. 調査概要 .....	4
2. 調査結果 .....	4

#### 第3章 まちづくりの課題

.....	8
-------	---

### 基本構想

#### 第1章 まちづくりの目標

1. まちの将来像 .....	12
2. まちづくりの基本理念 .....	13

#### 第2章 基本指標

1. 人口、年齢構成 .....	14
2. 世帯数 .....	14
3. 就業人口 .....	15

#### 第3章 土地利用の方針

.....	16
-------	----

#### 第4章 施策の大綱

.....	18
-------	----

# 総論

## 第1章

策定にあたって

## 第2章

市民の意向

## 第3章

まちづくりの課題

# 第1章 策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

総合計画は、市町村において最も高位の計画、指針であり、市町村で執行されるすべての施策や事務事業は、総合計画に基づき執行されます。

また、総合計画については、地方自治法第2条第4項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行わなければならない。」と規定されています。

滑川市では、昭和46年の第1次総合計画以来、3次にわたって総合計画を策定し、市民参加によるまちづくりを進め、豊かな自然に包まれた伝統文化を活かして、小さくともきらりと光る個性あるまちへと発展を続けてきました。

近年、地方分権の推進により従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、社会経済情勢が流動的で不透明な中で本市の財政は厳しい状況が続いており、人口が減少に転じ少子・高齢化が進行するなど、地域活力の減退が心配されています。

このような中で、本市が持続的発展を遂げるためには、行財政基盤の充実に努めるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進め、地域活性化につながる施策や個性あふれるまちづくりを推進することが急務となっています。

この第4次総合計画は、本市が社会経済状況や自然環境の変化に対応しながら持続可能な発展ができるよう、長期的な視点からめざすべき将来像・基本目標を設定し、その実現に向けて市民と行政が、それぞれの責任と役割において推進すべき基本的な取り組みの方向を示すものです。

## 2. 総合計画の構成と期間

総合計画はまちづくりの基本理念を示す「基本構想」、これに沿ってより具体的な施策の内容を明らかにする「基本計画」及び毎年度の実施事業等を掲げる「実施計画」により構成します。

### 基本構想

性 格 地方自治法第2条第4項に規定される構想で、本市のまちづくりの方向性を示す計画

内 容 時代の潮流やまちづくりの課題などを踏まえ、まちづくりの基本理念、将来像、将来指標を明らかにし、これらを実現するための基本的施策を示します。

計画期間 平成23年から平成32年(目標年次)までの10年

### 基本計画

性 格 基本構想を策定した市における行政計画の最上位計画

内 容 基本構想に想定される基本的施策を実現するための具体的な分野毎の取り組みを明らかにします。

計画期間 平成23年から平成27年までの5年(前期5ヶ年、後期5ヶ年により構成)

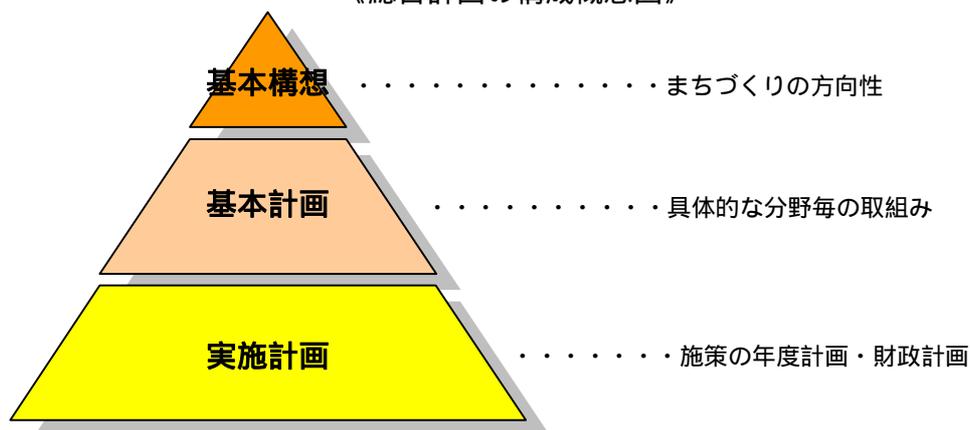
### 実施計画

性 格 基本計画に掲げられる事業・施策を実施していくための年度計画・財政計画

内 容 毎年度実施する事業・施策を掲げます。

計画期間 3年(ローリング方式により毎年度見直し)

《総合計画の構成概念図》



## 3 . 現況

### ( 1 ) 自然的条件

本市は、富山県の中央部からやや東北寄りに位置し、富山湾に面しています。市の東側は早月川を境界に魚津市と、南西側は郷川とこれに合流する上市川を境界に上市町と富山市に隣接しています。南東方向の壮大な北アルプスを背景に、加積山麓階と呼ばれる旧扇状地の大地や上大浦地区を扇頂に扇端が海岸線まで広がる新扇状地などによって形成された自然豊かな田園都市です。

地形は、山地から海岸線まで直線距離で約 13km、富山湾に面する海岸線の長さが約 8 km、面積は約 55km<sup>2</sup> となっています。

### ( 2 ) 沿革

本市の歴史については、旧石器時代から人々の営みが確認されており、縄文時代の不水掛遺跡をはじめ、奈良・平安時代の荘園、戦国時代の蓑輪城址など多くの遺跡が発見されており、平成 21 年にも上梅沢地内で古墳時代の遺構等が発見されたところです。

滑川に街並みが形成されたのは 16 世紀の初頭で、北陸街道沿いに大町、狭町が形成されたことが史料に見えます。江戸時代には加賀藩領の宿駅として栄え、明治に至っています。

廃藩置県後、行政区は何回かの変遷をたどったが、明治 11 年に旧滑川町役場に郡役所が置かれ、以後、郡政の中心となりました。昭和 28 年 11 月に旧滑川町と 6 村が合併し、翌 29 年 3 月に市制が施行され、昭和 31 年 6 月には旧山加積村のうち 5 集落が編入し、現在に至っています。

# 第2章 市民の意向

## 1. 調査概要

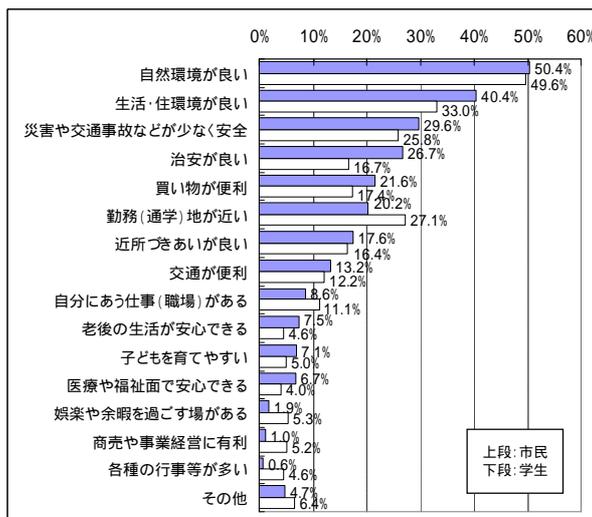
新しい総合計画の策定にあたって、市民の皆さんのご意見をできるだけ多く反映していくため、市内の20歳以上の3,000人の方及び市内の中・高生、専門学校生946人を対象に、平成21年6月にアンケートを実施いたしました。

市民アンケートは、1,199人の方から回答（約40%の回答率）があり、学生アンケートは、911人の方から回答（約96%の回答率）がありました。

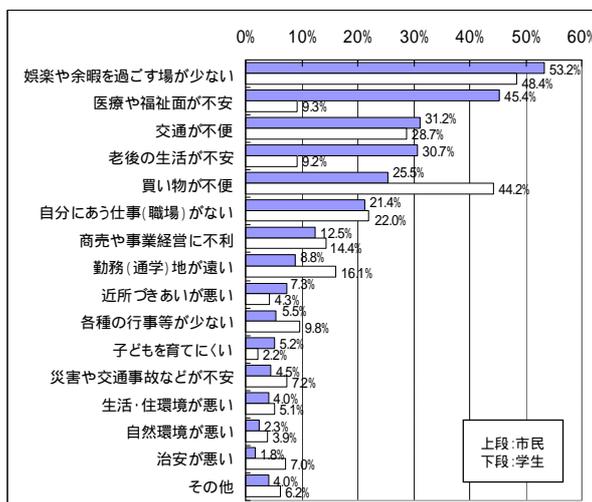
## 2. 調査結果

### (1) 住みやすさと住みにくさ（複数回答）

住みやすさでは、市民と学生ともに「自然環境がよい」が約半数で1位、次いで「生活・住環境がよい」が2位、「災害や交通事故などが少なく安全」が3位となっています。



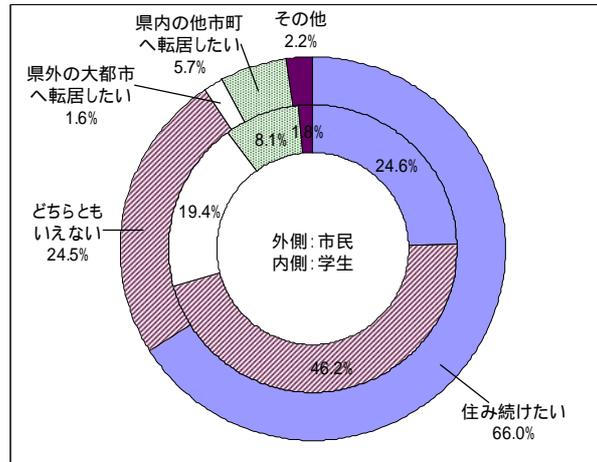
住みにくさでは、市民と学生ともに「娯楽や余暇を過ごす場が少ない」が約半数で1位ですが、2位については市民は「医療や福祉面が不安」、学生は「買い物不便」となっています。



## (2) 定住意向

市民では、「今後も滑川市に住み続けたい」が66.0%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が24.5%となっています。

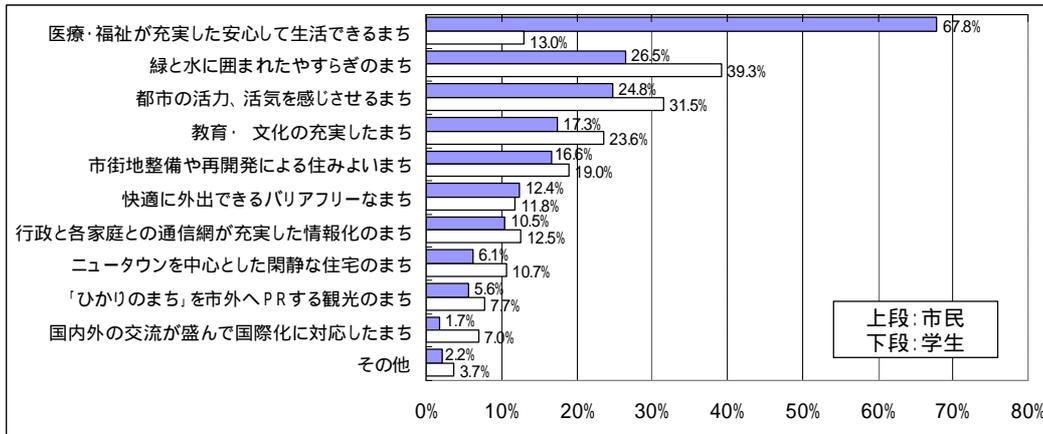
学生では、「どちらともいえない」が46.2%と最も多く、「県外の大都市へ転居したい」が19.4%で第3位となっています。



## (3) 滑川市の将来像 (複数回答)

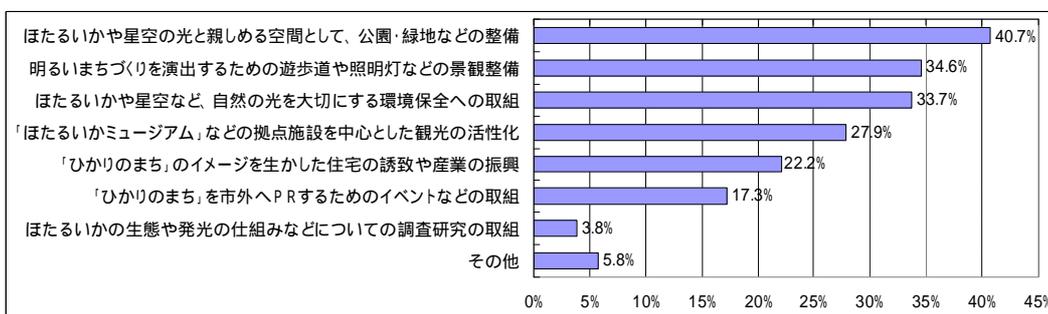
市民では、「医療・福祉が充実した安心して生活できるまち」が67.8%と最も多く、次いで「緑と水に囲まれたやすらぎのまち」が26.5%となっています。

学生では、「緑と水に囲まれたやすらぎのまち」が39.3%と最も多く、次いで「都市の活力、活気を感じさせるまち」が31.5%となっています。



## (4) ひかりのまちづくり (市民)

ひかりのまちづくりは、「ほたるいかや星空の光と親しめる空間として公園・緑地などの整備」が40.7%と最も多く、次いで「明るいまちづくりを演出するための遊歩道や照明灯などの景観整備」が34.6%、「ほたるいかや星空など、自然の光を大切にす環境保全への取組」が33.7%となっています。

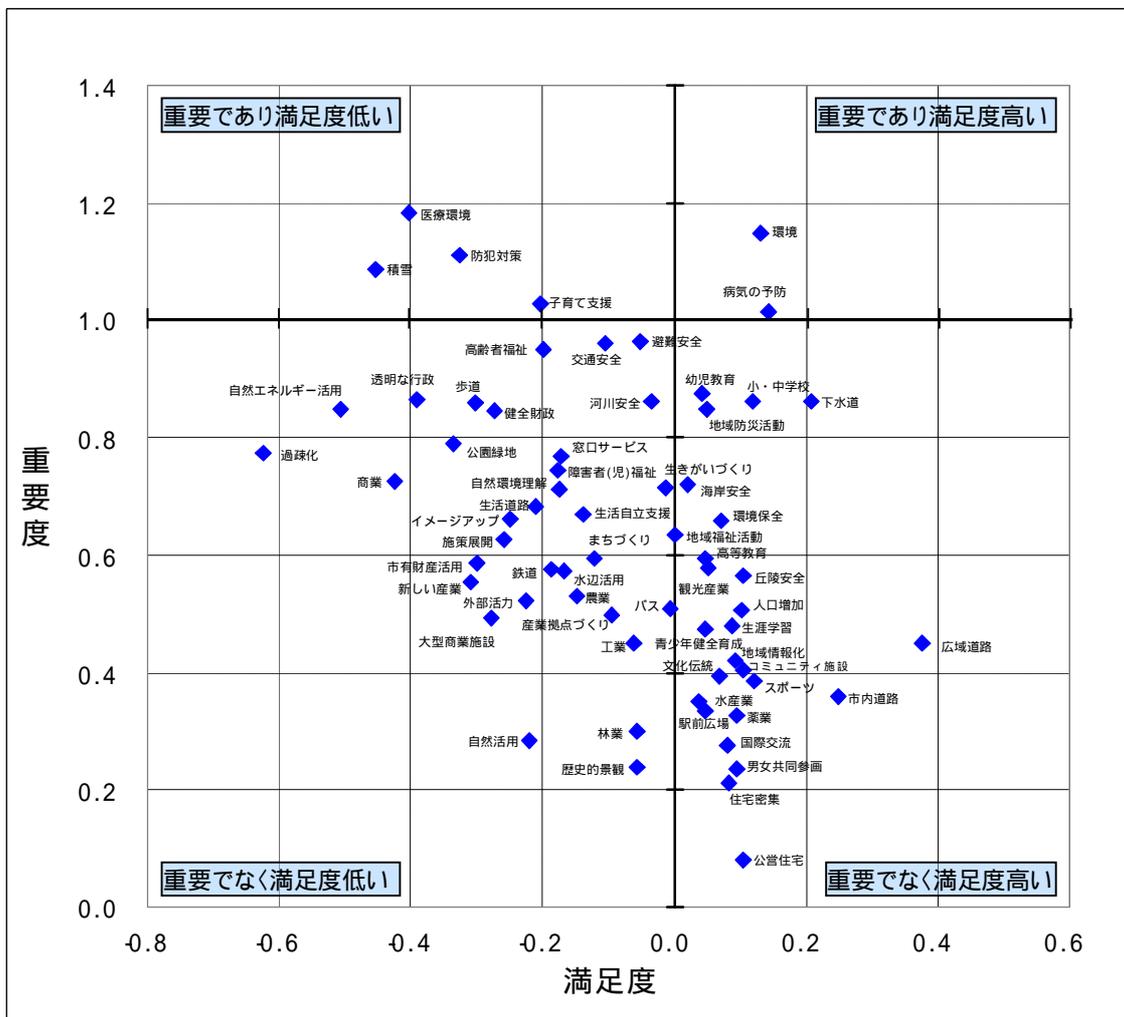


### (5) 施策の「現在の満足度」と「今後の重要度」(市民)

居住環境では、「空洞化や過疎化対策」に対する満足度がマイナス評価で低く、人口減少や地域活力の低下を危惧していることが伺えます。

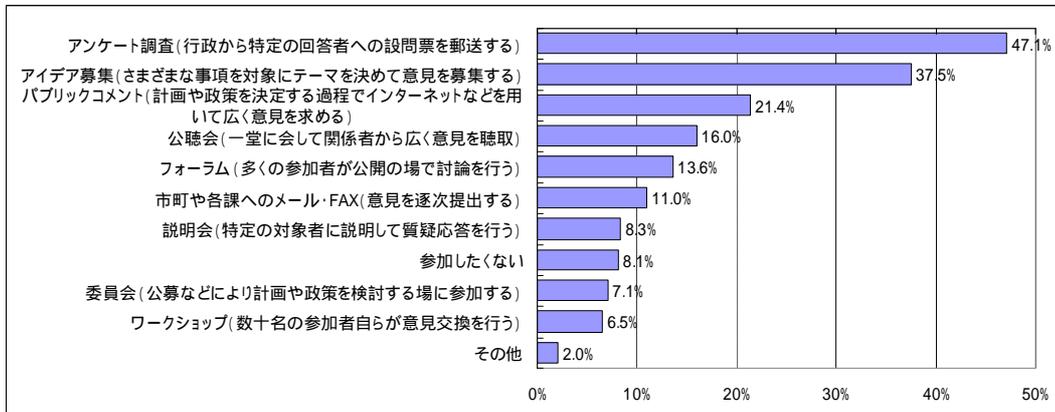
安全な暮らしでは、防犯対策の満足度はマイナス評価で低く重要度は高いことから、市民が安心して生活できる環境を求めていることが伺えます。

福祉・保健・医療では、殆どの項目の満足度はマイナス評価であり、特に「子育て支援」「高齢者福祉」や「医療環境」の重要度は高く、市の将来像でも最も求められていることから、重点分野として取り組むことが求められていることが伺えます。



## (6) まちづくりへの意見反映 (市民)

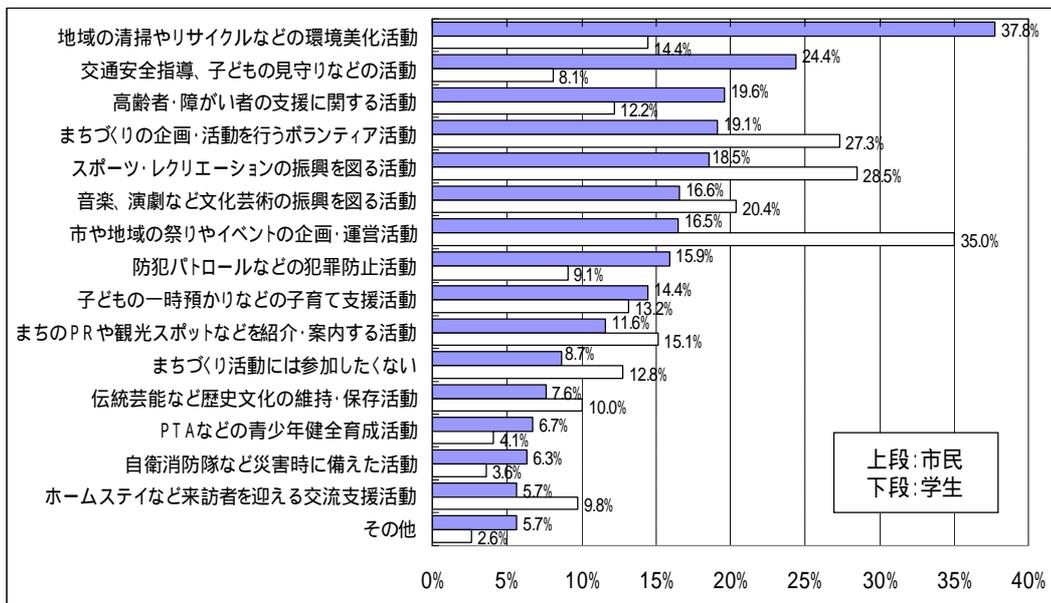
「アンケート調査(行政から特定の回答者への設問票を郵送する)」が47.1%と最も多く、次いで「アイデア募集(さまざまな事項を対象にテーマを決めて意見を募集する)」が37.5%となっています。



## (7) まちづくり活動への参加 (複数回答)

市民では、「地域の清掃やリサイクルなどの環境美化活動」が37.8%と最も多く、次いで「交通安全指導、子どもの見守りなどの活動」が24.4%となっています。

学生では、「市や地域の祭りやイベントの企画・運営活動」が35.0%と最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーションの振興を図る活動」が28.5%となっています。



# 第3章 まちづくりの課題

## (1) 安心・安全な暮らしの確保に対する意識の高まり

近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨等の自然災害をはじめ、巧妙な詐欺事件などの犯罪、子どもや高齢者などの弱者をねらった犯罪ならびに交通事故が発生しており、市民の生命と財産を守ることは極めて重要な課題となっています。

さらに、新たな感染症の発生、食品の不正表示や安全問題など、健康、食、消費者などさまざまな分野において、日常生活における安心と安全の確保が求められています。

このような中、行政が実施する「公助」に加え、市民相互や地域コミュニティで助け合う「共助」の強化を図りながら、ハードとソフトが一体となった対策の取り組みを進め、安全・安心な暮らしを確保することが必要となっています。

## (2) 地球環境問題の深刻化

これまでの大量生産・大量消費の社会経済活動による地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少、石油をはじめとする資源の枯渇など、地球的規模での環境問題が深刻化しており、人々の意識も高まっています。

このような中で、温室効果ガスの排出量を大幅に減らす「低炭素社会」や従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を見直し、持続的な発展をめざす「循環型社会」の構築が世界的に提唱されています。

本市においても、ゴミの減量化や資源のリサイクル化、省エネルギー対策や自然エネルギーの活用対策などの推進とともに、現代社会のシステムやライフスタイルを見直すなど、市民・事業者・行政のすべてが参加・協力してそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ない持続可能な社会への積極的な転換を図ることが必要となっています。

また、環境学習活動などを通じて自然愛護意識の高揚を図り、山・里・川・海の自然環境の保全や復元に努めることが求められています。

## (3) 交通や情報のネットワーク化の進展

航空・鉄道、高速道路などの交通ネットワークや高度情報通信ネットワークの形成により、人や物、情報の流れは、急速に高速化が進んでおり、経済や暮らしの利便性の飛躍的な向上につながっています。

本市においても、幹線道路や生活道路の適切な整備を推進する一方、今後増加する高齢者などの移動制約者に対する移動手段の充実ならびに公共交通機関や施設間経路の一体的・連続的な安全・安心な歩行空間の形成が必要となっています。特に、北陸新幹線の開通に伴う並行在来線については、厳しい収支見通し等多くの課題があり、早急な環境整備等が求められています。

また、各年齢層に応じた情報媒体を用いた情報提供を推進し、「いつでも、どこでも、誰でも」情報通信技術の恩恵を実感できる社会を実現することが求められています。

#### (4) 経済のグローバル化と地域産業の停滞

世界経済は、市場の拡大や貿易・金融自由化が急速に進み、わが国でも、製造業を中心とする東アジアへの資本流出、農産物の輸入など、経済のグローバル化が進行してきましたが、米国に端を発した世界的な金融危機とわが国の急激な景気の悪化を契機に、経済構造の見直しや体質改善などの課題が生じています。

このような中で、本市の産業は、農業従事者、漁業従事者、自営業者の高齢化、若者や高齢者の就労機会の減少のほか、中心市街地や商店街の衰退などが課題となっています。

このため、地域資源などを活かした産業の振興や地産地消の推進、産学官の連携による中小企業の活性化、後継者育成や雇用の確保などに取り組み、足腰の強い地域経済の基礎づくりを推進し、持続的な発展を図ることが求められています。

#### (5) 観光ニーズの多様化と地域資源の有効活用

近年の観光は、名所を巡るだけでなく地域の文化や人との触れ合いを求めるなど本物志向が強まっており、個人や小グループ型の観光が主流になっているほか、これからは団塊の世代が旅行市場のけん引役として期待されています。また、テレビ、新聞、雑誌のほかインターネットなど、多様な広報媒体を組み合わせた情報発信や話題性づくりが欠かせないものとなっています。

市内の観光については、厳しい状況が続いている施設もあることから、地域の歴史と文化、食材、自然、街並みなどの魅力を最大限に活用して多様な観光メニューの創出と連携を図るとともに、効果的な誘客活動を展開して知名度の向上を図る必要があります。また、平成26年度には北陸新幹線が開通となり、関東地方からの観光客も多くなることが予想されることから、より魅力ある地域づくりが必要であり、併せて関東方面への広報活動をより活発にすることが求められています。

さらに、外国人観光客にも配慮した分かりやすい道路標識や誘導サイン、移動しやすい交通手段の整備のみならず、挨拶や美化運動など地域全体でおもてなしを行うよ

う努め、気軽にまちを楽しめるよう受入体制の充実をさらに進めることが必要となっています。

## (6) 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化が進む中で、人々の意識は、これまでの経済的な豊かさから心の豊かさを重視する方向へ変化してきており、自然、歴史や文化、健康、癒しなどを大切にしたりゆったり暮らす生活スタイルが重視されてきています。

また、集団よりも個人を重視する意識が強まって、人と人とのつながりが希薄になっており、地域社会の日常的なつながりを基本とし、家庭や地域での教育を通じて、地域コミュニティを醸成することが求められています。

さらに、人々が生涯を通じた学習やスポーツ、多世代や異文化との交流を通じて、互いの理解を深め、人権尊重の心を育み、性別や人種による偏見や差別、障壁が無く、誰もが個性や能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる地域社会を実現することが必要となっています。

## (7) 少子高齢化の進行と人口減少時代の到来

日本の総人口は、晩婚化や未婚化などが進み出生数が減少したことなどから、平成 17 年には戦後初めて前年より減少しており、人口減少時代を迎えています。一方、日本人の平均寿命は世界でも最高水準を維持しており、高齢化はますます進展しています。こうした傾向は、本市においても同様であり、平成 17 年をピークに人口は減少に転じており、県平均に比べて若者の割合が高いものの高齢化は進展しています。

少子高齢化や人口減少は、生産年齢人口の減少による経済活力の低下や医療・年金など社会保障費の増加などの深刻な影響をもたらす恐れがあるため、若者が住み続けたいと思えるまちづくりや子育て支援施策の充実などが重要となっています。特に、旧町部や中山間地域においては、高齢化と人口流出が進行しコミュニティ活動に支障が出るなど深刻な状況になっております。また、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って社会参画できるよう、環境づくりや介護予防・生活支援対策などの保健・医療・福祉施策を充実することが求められています。

## (8) 地方分権改革の進展と協働型社会への転換

平成 12 年の地方分権一括法、平成 18 年の地方分権改革推進法によって、国から地方へ権限や財源が委譲されたものの、財源の移譲が不十分なため、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上に創意と工夫を凝らして個性豊かな魅力ある地域づくりを進めていくことが求められています。

多様化している市民ニーズに対応していくため、事務・事業の優先順位の明確化による「選択と集中」や創意工夫による効率的かつ健全な行財政運営、窓口サービスの充実など市民満足度の向上が不可欠となっています。

また、地域コミュニティの希薄化や地域活動への無関心が進むなか、市民・地域・行政が担うべき役割を再確認したうえで目標を共有し、各々の役割を担いながらまちづくりを進める「協働」の考え方が一層必要となっており、市民の皆さんのボランティア意識を醸成することが重要となっています。

# 基本 構想

## 第1章

まちづくりの目標

## 第2章

基本指標

## 第3章

土地利用の方針

## 第4章

施策の大綱

# 第1章 まちづくりの目標

## 1. まちの将来像

市民福祉の向上とさらなる市勢の発展を目指すため、これまでの3大目標である

「美しい環境の住みよいまち 滑川」

「活気に満ちた豊かなまち 滑川」

「香り高い文化のまち 滑川」を継承していくとともに、

## ひと・まち・産業が元気なまち 滑川

を目指します。

### 「ひと」 が元気

市民一人ひとりの個性が輝き、人や地域との繋がりを深め、若者や高齢者など誰もが夢を持って様々なことにチャレンジでき、生きがいを持って元気で幸せに暮らせるまちを目指します。

### 「まち」 が元気

住み・働き・学び・集う全ての「人」ならびに「モノ・情報」が、盛んな交流と多様性や創造力を発揮して、まちの魅力向上や文化活動の活性化が図られ、賑わいや活力のある元気なまちを目指します。

### 「産業」 が元気

地球環境問題に配慮した持続可能なまちづくりを前提としつつ、農業、漁業、工業、薬業、商業などそれぞれの産業が地域資源を有効に活用してさらに活気に満ちたものとなるよう、元気のある産業界を支援します。

## 2. まちづくりの基本理念

滑川市は、少子高齢化が進行し人口も減少傾向になるなど地域活力の低下が懸念されるなか、市民の安全・安心や環境に対する意識の高まり、価値観・ライフスタイルの多様化、ますます増大する行政需要など社会環境は大きな変革期を迎えています。

市が抱える課題の解決をはじめ、今後予想される様々な変化に柔軟に対応できる、新しいまちづくりが求められており、医療福祉や産業、都市基盤などの各分野において共通するまちづくりの基本理念を以下のように定め、住民が常に真ん中にあるまちづくりにより、市民の笑顔があふれた幸せいっぱいの「滑川市」を目指します。

### 市民参加による自主自律型のまちづくり

地方分権時代における自主自律型のまちづくりを実現していくため、まちづくりの主役である市民一人ひとりの積極的なまちづくりへの参画を促すとともに、様々な分野の人材育成や地域力の強化を進め、住民と行政が役割を分担しながらも住民が常に真ん中にあるまちづくりを推進します。

### 地域資源を活かした活力あるまちづくり

地域の歴史・文化や地場産業ならびに各種施設などの様々な地域資源を活かし、市内外の活発な交流や連携による地域の魅力向上や産業の活性化を図るとともに、社会基盤の充実に努め、誰もが未来への夢と希望を持ち、安全・安心で快適に暮らせ、住んでよかったと思えるまちづくりを推進します。

### 成果志向型の効率的なまちづくり

成熟社会における価値観の多様化が進むなかで、選択と集中により重要性・緊急性に配慮した取り組みを行なうとともに、マネジメントサイクルの視点にたち、住民満足度や数値目標を掲げ、その成果の公表や進捗管理による効果的・効率的な行政運営を実施します。

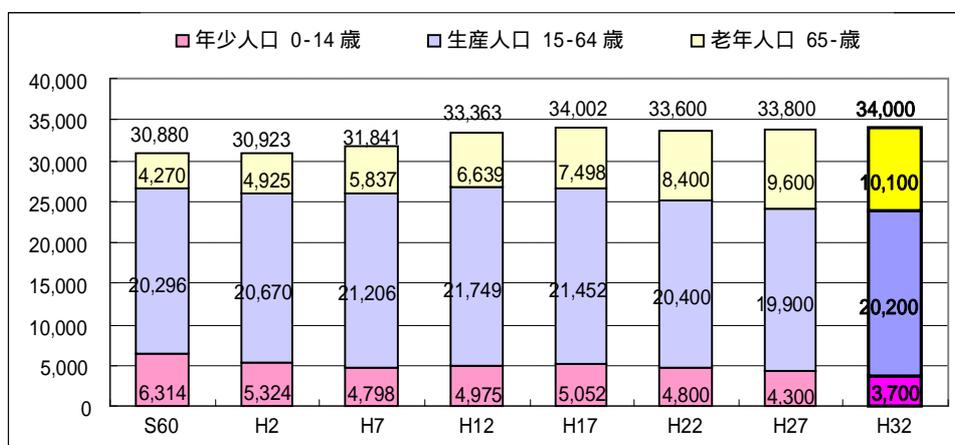
## 第2章 基本指標

### 1. 人口、年齢構成

目標年次である平成32年の人口は、コーホート要因法により推計すると約31,300人と推計されますが、今後、新たな魅力づくりなどの政策を積極的に展開して転入者の増加を図り、平成32年の将来目標人口を34,000人と設定します。

今後も高齢社会が進行することが想定され、平成32年の65歳以上の老年人口は、平成17年と比べて約2,600人多い10,100人（構成比29.7%）を見込みます。

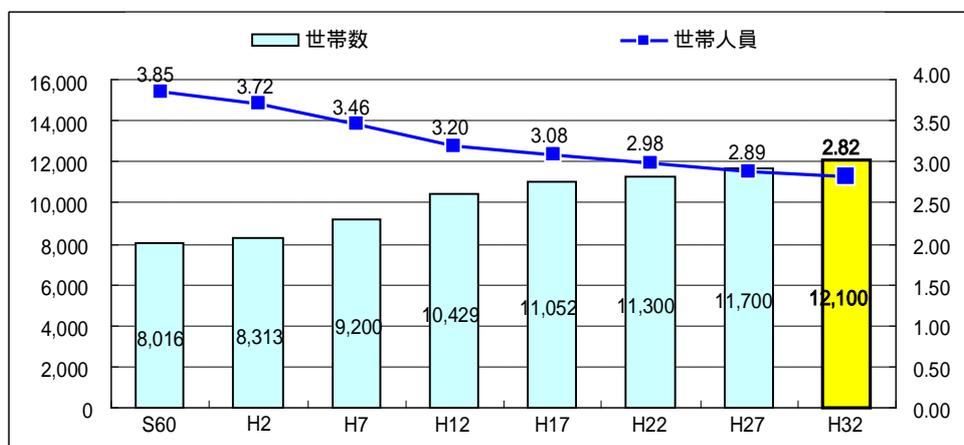
15歳未満の年少人口は、子育て支援などにより少子化を抑制して、平成28年には平成17年と比べて約1,300人少ない3,700人（構成比10.9%）を見込みます。



### 2. 世帯数

世帯人員は、他市町と同様に、若年世代の単身世帯や高齢者の夫婦・単身世帯の増加によって減少傾向にあります。減少率が次第に緩やかになっています。

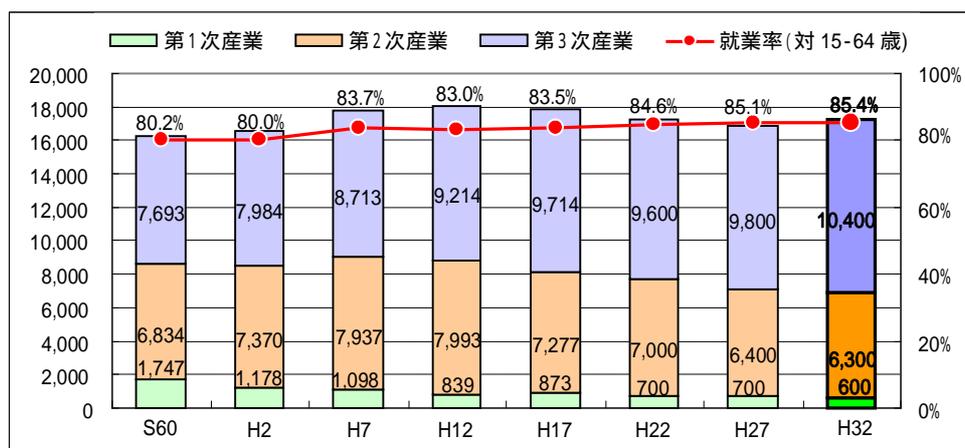
平成32年では、将来世帯人員は2.82人/世帯（H17年から0.26ポイント減少）、世帯数は12,100世帯（H17年から約1,000世帯増加）を見込みます。



### 3. 就業人口

就業人口は、生産年齢人口に占める割合が微増傾向にありますが、生産年齢人口の減少にあわせて微減傾向に転じ、平成32年には17,300人（H17年から約600人の減少）を見込みます。

産業別の就業人口においては、今後も第三次産業の増加が想定されることから、平成32年には第一次産業600人（構成比3.6%、H17年から1.3ポイント減少）、第二次産業6,300人（構成比36.2%、H17年から4.4ポイント減少）、第三次産業10,400人（構成比60.2%、H17年から6.0ポイント増加）と設定します。



区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32
総人口	30,880	30,923	31,841	33,363	34,002	33,600	33,800	34,000
年少人口 (0~14歳)	6,314	5,324	4,798	4,975	5,052	4,800	4,300	3,700
	20.4%	17.2%	15.1%	14.9%	14.9%	14.3%	12.7%	10.9%
生産年齢人口 (15~64歳)	20,296	20,670	21,206	21,749	21,452	20,400	19,900	20,200
	65.7%	66.8%	66.6%	65.2%	63.1%	60.7%	58.9%	59.4%
老年人口 (65歳~)	4,270	4,925	5,837	6,639	7,498	8,400	9,600	10,100
	13.8%	15.9%	18.3%	19.9%	22.1%	25.0%	28.4%	29.7%
世帯数	8,016	8,313	9,200	10,429	11,052	11,300	11,700	12,100
世帯人員	3.85	3.72	3.46	3.20	3.08	2.98	2.89	2.82
就業者総数	16,278	16,532	17,755	18,053	17,922	17,300	16,900	17,300
就業率 (対15~64歳)	80.2%	80.0%	83.7%	83.0%	83.5%	84.6%	85.1%	85.4%
第1次産業	1,747	1,178	1,098	839	873	700	700	600
	10.7%	7.1%	6.2%	4.6%	4.9%	4.2%	3.9%	3.6%
第2次産業	6,834	7,370	7,937	7,993	7,277	7,000	6,400	6,300
	42.0%	44.6%	44.7%	44.3%	40.6%	40.1%	38.2%	36.2%
第3次産業	7,693	7,984	8,713	9,214	9,714	9,600	9,800	10,400
	47.3%	48.3%	49.1%	51.0%	54.2%	55.7%	57.9%	60.2%

割合は、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。  
人口は、百人単位としているため、割合と一致しない場合があります。

## 第3章 土地利用の方針

### 1. 都市地域

#### (1) 住居地域

既成市街地の周辺部の小中学校付近などにおいて比較的大きな住宅団地が形成され、市外からの転入世帯や既成市街地からの転居世帯の生活の場となっており、既成市街地の空洞化が起きています。

そのため、既成市街地においては、防災機能の向上と空き地・空き家対策や街並み整備などによる良好な住環境の整備を図り、安全で快適な住宅地の整備に努めます。また、土地区画整理事業等の面整備を実施した地域については、市外から転入される若者やいわゆる団塊世代の方などの住宅取得を促進するとともに、必要な住宅地の計画的な確保を図ります。

#### (2) 商業地域

滑川駅・中滑川駅の周辺などの商業地域では、本市の生活の諸機能が集約された個性を活かした賑わいのある商業地づくりを促進し、旧町部の活性化を図ります。

旧国道沿線で商業集積が進んでいる地域では、地域の景観に配慮した商業地域としての整備を促進します。

#### (3) 工業・流通業務地域

工業地域は、世界的に有名な企業をはじめ多くの大きな企業が工業団地を形成しており、県内で有数の出荷額を誇るなど、目覚ましい発展を遂げてきました。

これからも経済社会情勢を考慮しながら、滑川インターチェンジ周辺のように交通利便性を活かした工業団地の周辺部などにおいて整備を推進するなど、魅力ある就労環境の創出に資する工業・流通業務の基盤の充実を図ります。

### 2. 農業地域

国内でも有数のおいしい米の生産地を誇っている農業地域は、工業地域や商業地域を適正に配置しつつ重要な農業生産の基盤である優良農地の確保を図るとともに、遊休農地の利活用に努めるなど、環境保全を推進します。

### 3. 森林地域

森林地域は、二酸化炭素の吸収、水資源の涵養、保健休養、自然環境の保全など様々な機能を有しており、地球温暖化防止や林業振興の観点から森林や里山の適切な保全・整備を図ります。

### 4. 観光・レクリエーション地域

ほたるいかミュージアム・タラソピア・海浜公園などの海浜ゾーン、東福寺野自然公園・大日公園・みのわテニス村などの山間自然休養ゾーン、早月川左岸・上市川右岸などの河川レクリエーションゾーンでは、市民の憩いの場・人々が集まる場としてそれぞれの特性を活かし、新たな施設整備や既存施設の内容の充実を図り、その活性化に努めます。

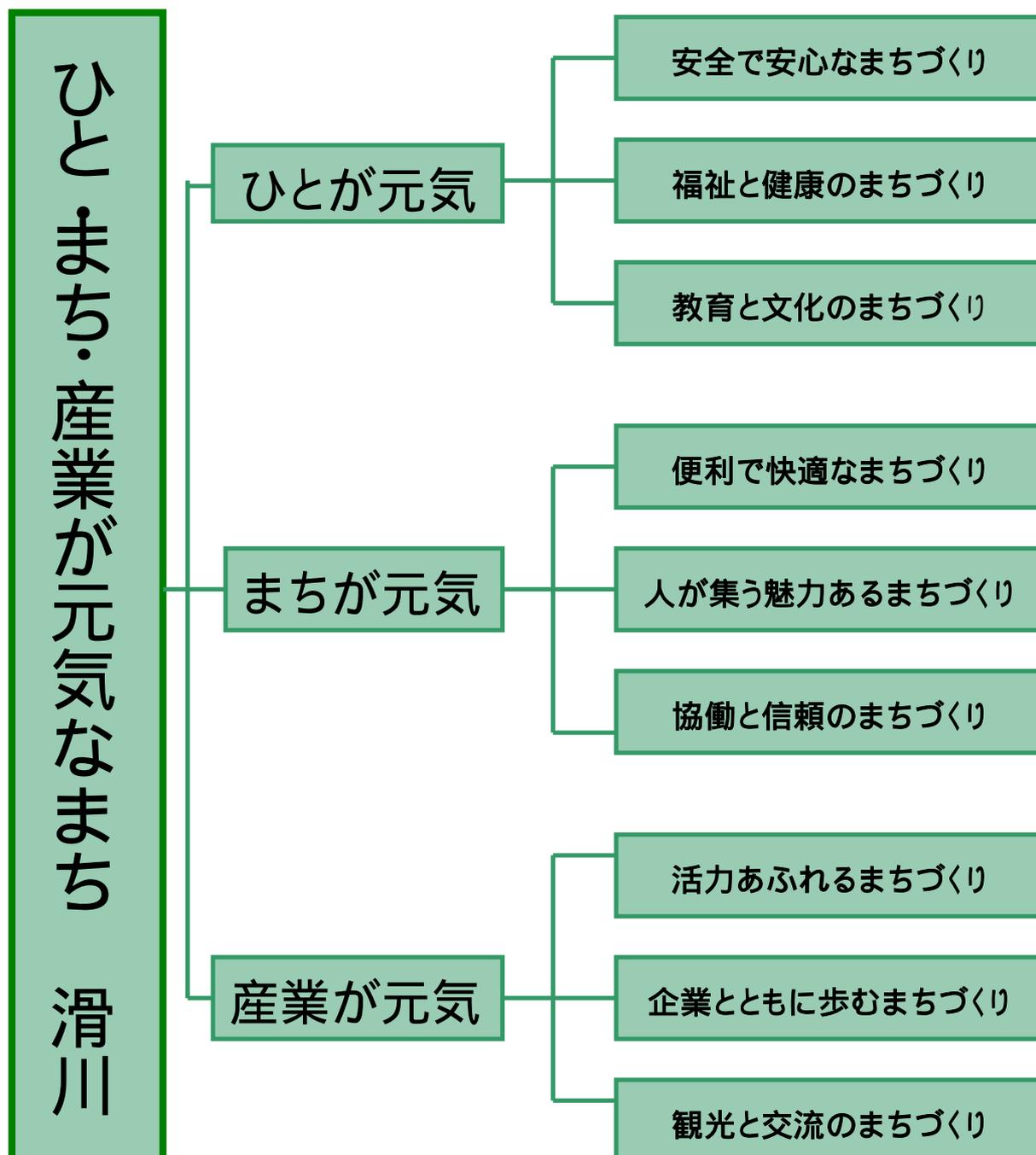
### 5. 自然環境保全地域

東福寺自然環境保全地域（東福寺及び蓑輪の一部）は、植生、地形、地質などの優れた自然環境を有しており、この地域の自然を守り子孫に引き継ぐとともに、生態系と共生しながら、エコロジーやビオトープなど環境教育を行う場などの適正な利用を図ります。

## 第4章 施策の大綱

まちの将来像

まちづくりの目標



# 1 ひとが元気

## 1 - 1 安全で安心なまちづくり

### (1) 防災・危機管理体制の整備

市民の生命と財産を災害から守るために、地震、台風、水害、高波、土砂災害等の自然災害時やその他の有事に迅速な対応ができるよう、防災体制の充実と地域防災力の向上を図るとともに、自主防災組織およびボランティアによる自主的な活動を支援して、災害時要援護者等にも十分配慮した地域ぐるみでの防災体制を目指します。

また、災害の発生状況に応じた災害対策の確立など、市民が安心して生活できる地域防災体制を確立するため、避難場所となりうる公園等の適切な配置、防災行政無線、備蓄倉庫、コミュニティ防災資機材などの各種防災施設の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

感染症の発生やまん延を防止するため、防疫体制の充実を図るとともに、国民保護計画の推進など、総合的な危機管理体制の整備に努めます。

### (2) 雪対策の推進

幹線道路や歩道については、効果的で効率的な除排雪を実施するため、地域に適した消融雪施設の整備や凍結防止対策などを実施して、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図ります。

また、雪に弱い高齢者世帯などを支援するため、地域住民との協働による屋根雪や路地雪の処理など、地域ぐるみ除排雪運動を推進し、地域に応じたきめ細かな除雪が行われるよう雪に強いまちづくりの推進に努めるとともに、降雪を利用する降雪・親雪活動についてもその促進に努めます。

### (3) 消防・救急体制の整備

複雑・多様化している火災や事故及び大規模災害等から市民の生命と財産を守るため、消防広域化により初動体制の強化、救急業務や予防業務の高度化及び専門化、高度な資機材の計画的な整備を推進するとともに、消防団や地域の防災組織との連携を充実するよう努めます。

#### (4) 交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚と交通マナーの徹底を図るため、子どもやお年寄りに対する交通安全教育の強化、交通安全組織の育成など、地域ぐるみの交通安全運動を展開するとともに、交差点改良、歩道設置などの道路整備やカーブミラー、警戒標識などの交通安全施設の整備を推進します。

#### (5) 防犯体制の整備

地域や警察などの関係機関が一体となって子ども、女性、高齢者の安全を確保するための防犯活動を推進するとともに、各地域において防犯カメラ、防犯灯などの施設整備を推進し、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

また、各種悪質商法によるトラブルを未然に防止するための情報提供をはじめ、消費者の知識や判断力を高める研修会の開催、生産者・事業者の顔の見える関係づくりなど、消費生活の安定と向上を図ります。

## 1 - 2 福祉と健康のまちづくり

#### (1) 少子化社会への対応

少子化に歯止めをかけ地域の活力を維持していくために、子育て家庭に対する相談指導や保育サービスの充実をはじめ、子育て費用の軽減や医療・保健の環境整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

さらに、父母ともに子育てと仕事の両立、社会参加ができるための環境づくりや地域社会全体で子どもを守り育てる活動を推進するとともに、公園や児童館の整備など児童・青少年の遊び場の確保に努めます。

#### (2) 長寿社会への対応

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、交通安全や防犯体制の充実など環境づくりの推進と地域、行政などが連携し、介護を含む福祉サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

また、元気な高齢者が、社会生活を支える一員として、豊富な経験や技術・知識を活かしながら、社会参加・社会貢献ができる環境づくりや生きがいと自信を持って活躍してもらうため、就労機会の拡大に努めます。

### ( 3 ) 社会福祉の充実

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるように、多様なニーズに応じた各種支援や相談体制の強化を図ります。また、障がいのある人に対する市民の理解を深めるための啓発活動、障がいのある人の雇用に関する制度の周知など、障がいのある人が社会参加できる環境づくりを推進します。

ひとり親家庭などが、子育てと就業との両立により経済的自立と安定した生活ができるよう、多様な子育て支援制度や経済的支援の充実、相談や情報提供を推進します。とりわけ、母子家庭については、十分な収入を得て自立した生活ができるよう、就業に効果的な技能習得の支援や関係機関と連携した就労の促進を行います。

社会経済状況の厳しい時代になっており、病気や高齢などの理由により生活に困窮している人については、生活保護制度などの適切な運用により生活の安定を支援し、関係機関や地域と連携を図りながら、生活実態に応じた就業や自立に向けた相談・指導に努めます。

### ( 4 ) 社会保障制度の充実

国民健康保険や長寿医療制度については、保険税等の徴収に努めるとともに、特定健診・特定保健指導・各種がん検診の推進により、疾病の予防や早期発見に努め、医療費の抑制を図ります。

国民年金制度に関する相談の充実や広報・啓発活動を推進し、市民の理解と認識を深めていくとともに、年金事務所と連携して加入促進や年金受給権の確保に努めます。

介護保険制度については、制度の健全で安定した運営と良質な介護サービスの提供が受けられる環境整備に努めます。

### ( 5 ) 食育・保健・健康対策の推進

健康で生きがいのある健康寿命の延伸が図られるよう、健康診査、健康教育、健康相談、保健指導等の充実を図ります。

特に、1次予防として、健全な生活習慣改善や食育を推進するなど、こだわりの健康づくりの啓発活動を行います。健康づくりは市民一人ひとりが主体的に取り組むことに加え、地域ぐるみでの健康づくりを進めます。

また、乳児期から高齢期までのライフステージに応じた各種健康診査の実施と受診率の向上を図るとともに、関係機関と連携し、感染症予防に取り組むなど、危機管理に応じた健康づくり体制に努めます。近年課題となっているこころの健康づくり対策も進めていきます。

## ( 6 ) 医療体制の整備

疾病の予防、治療、リハビリテーションを含めた医療システムの確立を目指すとともに、救急医療、高度医療などの充実を図ります。また、夜間・休日・救急の医療については、医師会、厚生連滑川病院などの協力を得て引続き当番医制や病院群輪番制を実施します。

また、少子化対策の観点からも市内の産婦人科医師が複数体制となるよう、国等に働きかけて、身近な病院で安心して子どもが産める環境づくりを支援します。

## 1 - 3 教育と文化のまちづくり

### ( 1 ) 子ども行政の一元化

乳幼児期の子育て支援から小学校教育への子どもに関する行政事務や相談について一つの部署で対応し、市民に分かりやすい体制の整備を進めます。

幼稚園と保育所については、少子化に伴う様々なニーズの変化に対応しつつ、今後もそれぞれの制度を生かしながら相互連携を図るとともに、国の動向を踏まえて幼保一元化の検討を進めます。

放課後等の小学生の支援のため、放課後児童対策と放課後子ども教室について、活動内容や参加児童等について連携を図っていきます。

### ( 2 ) 学校教育の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、知育・徳育・体育の振興を図ることにより、生きる力の育みと心の教育の推進や食育の振興に努めます。また、心豊かでたくましい人間性や社会性を育み、国際化や情報化などに対応できる児童生徒の育成を推進するとともに、「ものづくりのまち滑川」の一層の発展のため、ICT（情報通信技術）教育の充実を図り、科学、理数教育の推進に努めます。施設面では、校舎などの耐震補強や施設・設備の充実により、安全で安心できる良質な教育環境の確保に努めます。

滑川高等学校については、生徒一人ひとりの適性に応じた能力の伸長や就学・就職の相談・指導などが目標とされており、連携・協力していきます。

### (3) 生涯学習の推進

市民が自らの人生をより豊かなものとするためには、生涯を通じて自ら学び続けることが重要とされています。

そのため、市民一人ひとりが、地域の風土や歴史に関する学習をはじめ、学習意欲や能力に応じた知識や技能の習得など、生涯にわたって自由な選択ができる各種講座の提供を促進します。

公民館など地域に密着した社会教育施設の充実及び職員の知識・技術の向上、ならびにマルチメディアなどを活用した多様な学習手段の提供により、誰もがいつでも自由に学ぶことができる環境づくりを推進します。

### (4) 青少年健全育成の推進

次代を担う青少年の健全育成を推進するため、関係機関などの連携のもと、子どもの健全育成の基礎となる基本的な生活習慣や善悪の判断などを身に付ける家庭教育力の向上を図るとともに、青少年の自主性や責任感を育む社会参加、交流活動などを支援します。

### (5) 生涯スポーツの振興

市民一人1スポーツを推進する中で、多様化する市民ニーズに応えるため、総合型地域スポーツクラブの活動内容の充実や市体育協会等の各種スポーツ団体との連携を支援し、気軽に参加できる活動機会を提供する等、生涯スポーツの振興及び競技大会の開催などを通じて競技力の向上を図ります。

また、幼児期から高齢者までの体力増進や健康増進を目指すとともに、施設利用者の利便性や安全性の向上を図るため、施設の改修、設備の充実、幅広い市民の施設利用などを推進します。

## (6) 芸術・文化の振興

本市の歴史や伝統・文化を後世に引き継いでいくために、本市の優れた伝統・文化等について子どもたちが学べるよう、ふるさと教育を推進します。

子どもの頃から優れた芸術や地域の伝統・文化に触れる機会を提供し、文化活動への参加を促進することにより、地域への誇りや愛着心を高め、伝統文化の継承や新たな文化を創造する担い手を育成します。

各種活動団体の連携強化をはじめ、自主的活動の発表機会の拡大や活動拠点となる文化施設のリニューアルなど、文化活動の活性化を支援します。

文化財の適切な保存・保護に努める一方、歴史を感じさせる街並みの保全・復元など、歴史や文化の香るまちづくりのための資源の利活用を図るとともに、貴重な情報をホームページなどで発信して郷土の歴史や文化と触れ合う機会を提供します。

## (7) 国際化への対応

近年、交通手段が発達し経済活動も国際化してきたため、海外へ進出する企業、海外へ旅行や出張に出かける市民、仕事や研修等で海外から訪れ当市で生活する外国人が増加しています。

海外の姉妹都市との交流や市内の外国人と市民の交流機会を拡充し、国際化に対応した人材の育成を図るとともに、施設案内等の外国語表記を充実し市内の外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

## 2 まちが元気

### 2 - 1 便利で快適なまちづくり

#### (1) 公共交通機関の整備

地球温暖化防止の観点などから公共交通の重要性が再認識されており、高齢者などが地域で充実した生活を送るため、公共交通網の充実と円滑な相互乗換ができる環境整備が求められています。

北陸新幹線については、県・市町村・経済界などと一体となって、一日も早い全線開通を強く求めていきます。

北陸新幹線開通後の並行在来線については、運営母体や新駅の問題などについて、県、JR、富山地方鉄道などと十分協議して、過大な市の負担にならず市民が利用しやすい交通手段となるよう話し合いを進めていきます。

バスについては、本市と富山市とを結ぶ広域的・幹線的な富山地方鉄道路線バスの継続・維持に努めるとともに、コミュニティバスの運行により、市民の通勤、通学、通院、買い物などの利便性を図り、高齢者の移動手段の確保と中心市街地の活性化を軸とした公共交通の活性化を推進します。

#### (2) 道路網の整備

地域活性化に寄与する基幹道路網の整備を図るため、国道8号バイパスや東部山麓開発に資する広域道路などの整備促進を国や県へ働きかけていきます。

また、幹線道路・生活道路については、円滑な交通と安全で快適な生活空間の確保のため、道路拡幅や歩車道分離・ユニバーサルデザイン化など、地域の事情に合わせた整備・改良を推進します。

### ( 3 ) 公園・緑地の整備

公園については、遊具等施設の充実、ユニバーサルデザイン化、防災機能の強化などを実施し、安全で快適に利用できる魅力ある公園としての整備を推進するとともに、歩いて行ける身近な公園の適正な配置を目指します。特に、総合体育センター南側の未利用地(旧東海カーボン跡地)については、幼児から高齢者までが健康づくりをしたり、中高生がトレーニングのできるような公園の整備を推進します。

また、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、さくらの植樹・フラワーロード・花壇の整備など、市民参加による緑化推進活動を推進します。

### ( 4 ) 上下水道の整備

水質の監視・管理体制の充実と浄水能力の維持・向上を図り、安全でおいしい水の供給に努めるとともに、地震などの大規模災害に備えた配水管の耐震化や給水拠点の整備を促進して、安定した水の供給体制を確保します。

河川などの公共水域の水質保全のため、市街地及びその周辺部においては公共下水道事業を推進し、その他の地域では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽による整備を促進します。

また、局地的な集中豪雨などの異常気象に伴う市街地の水害を防ぐため、雨水幹線水路の整備を急ぎます。

### ( 5 ) 地域情報化の推進

市民のだれもがICTを活用し、その恩恵を受けることができるとともに、市民・企業の情報発信や交流、医療・教育分野などの各機関における交流・連携が活発に行なえるよう光ケーブル網、CATV網など高速大容量な情報通信基盤の整備などを促進します。

## 2 - 2 人が集う魅力あるまちづくり

### (1) 居住・生活環境の整備

建物の耐震化や住宅密集地の解消をはじめ、緊急車両の通行や災害時の避難路の確保など、災害に強い地域づくりを推進するとともに、伝統的な街並みや良好な景観の保全・形成に努め、空き家の利活用方策の検討など、地域に適した都市景観と住環境の形成を推進します。

高齢者や障がい者を含め全ての人々が、身体機能が低下しても住み慣れた家や地域で暮らしやすいように、住宅・施設のユニバーサルデザイン化を促進するとともに、太陽熱などクリーンエネルギーの活用により環境にやさしく快適に住み続けられる居住空間の確保を支援します。

また、美しい清潔なまちづくりを推進するため、ごみの収集場所の整備や減量化に向けた取り組みを推進します。

### (2) 定住施策の推進

既成市街地の空洞化が進行し、空き地・空き家が増加しているため、旧町部への住宅や商業施設の新設等を誘導するとともに、新たに快適な居住空間のある良好な住宅団地等の開発支援を通じて定住人口の増加を図ります。

他市町村からの転入を促進するため、滑川市に住んでみたいと思ってもらえるような魅力的な施策や支援策を推進します。

また、住宅困窮者などの社会的弱者や子育て世帯の受け皿となる公営住宅の適正な供給と維持管理に努めるとともに、雇用促進住宅の適正な活用について検討を進めます。

### (3) 環境保全対策の推進

天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減するため、市民の日常生活におけるエコライフ行動の推進や資源リサイクル活動を徹底するとともに、小水力や太陽光などの新エネルギーの利用推進や事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減などの推進に努めます。

公害防止については、規制や指導、監視体制等の充実を図ります。産業活動に伴う廃棄物の適正な処理の指導を行うとともに、不法投棄の監視強化を継続します。

老朽化した現有し尿処理施設は、衛生的な処理に加え、リサイクルにも配慮した施設の計画的な整備を促進し、広域的な処理施設への移行を図ります。

#### (4) 森林・河川・海岸の保全

地球環境を守る上で重要な役割を果たす森林については、急傾斜地崩壊対策や治山事業を推進して森林の適正な維持・育成などを推進します。

局地的な集中豪雨などの異常気象に伴う河川災害が近年国内で多発しているため、沖田川等の中小河川の河床や堤防の整備など治水対策を推進します。

海岸については、富山湾特有の「寄り回り波」や高潮などの浸食被害防止のため、海岸保全施設の整備を進めるとともに、被害を最小限に抑えるための総合的な防災対策を推進します。

### 2 - 3 協働と信頼のまちづくり

#### (1) 開かれた行政の推進

市民が常に真ん中にいるまちづくりを展開できるよう、「自助、共助、公助」の考えのもと、市民の地域コミュニティ意識の醸成と地域に対する関心を高め、地域活動への参加や計画策定から計画実施までの積極的な市政参加を促進します。

情報セキュリティや個人のプライバシーなどに配慮しつつ、市政に関する情報の積極的な公開により、いつでもどこからでも行政情報の入手や行政手続きができる電子自治体の早期実現に努めます。

また、特定の方に限らず幅広い年代層に対して、広報紙やCATVなどの媒体を活用した行政情報の効果的な発信に努めるとともに、インターネットなどにおける双方向機能を活用した情報収集など、市民の意見を聴取する機会の充実を図ります。

#### (2) 計画的な行政の推進

これまで続けてきた行政改革については、引き続き取り組むこととし、歳入については健全で持続可能な財政構造の確立を推進するため、自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で最少の経費で最大の効果を生み出すよう事業の選択と集中によるメリハリのある政策決定を行い、さらに実施した事業については行政評価制度を推進し、必要性、効率性などについて検討します。

市民に対して質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、人員の適正配置を心がけ職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上を図るとともに、成果が適切に評価される人事評価制度の導入を進めます。

地方分権が進むなか、広域的な視点から連携・調整して取り組むべき課題については、周辺市町村との連携により、効率的かつ効果的な解決方法を選択します。

### (3) 市民との協働の推進

地方分権が進展する中で、自治会やコミュニティ組織はもちろん、ボランティア団体やNPO法人などの市民と行政がこれまで以上に連携協力しながらまちづくりに取り組んでいくケースが多くなってきます。そのため、相互の理解と信頼を深め、その関係をより明確なものにし、それぞれの役割を認識しながら市民参画を積極的に進める「協働」の概念により、「市民自身もまちづくりに参画する」という住民自治に対する市民の意識の高揚を図るとともに、行政情報の共有や活動を支援する環境づくりを進め、パートナーシップ(協力体制)を構築する行政運営を目指します。

### (4) 人権尊重と男女共同参画社会の推進

市民一人ひとりがお互いを尊重する心の通い合うやすらぎのあるまちづくりを推進するため、基本的人権の擁護と人権意識の高揚に努めます。

男女が平等な社会を実現していくために固定的な役割分担意識やしきたり・慣行などにとらわれることなく、社会のあらゆる分野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう推進していくとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりに努めます。

## 3 産業が元気

### 3 - 1 活力あふれるまちづくり

#### (1) 農業の振興

市全体の土地利用計画との適正な調整により優良な農地を確保するとともに、地域における担い手の育成や経営の複合化・法人化などにより経営体質の強化を図り、効率的で安定的な農業経営体を育成します。

また、特産品の開発と拡充を推進するため、栽培技術指導の強化を図るとともに、食育の推進のため、地産地消の拡大に取り組みます。

食の安全と消費者の信頼の確保を図り、生産者と消費者、市街地と農村の交流を広げて農産物の販売促進に努めるなど、農業の活性化を図ります。

地域の特性に応じた農地や農道・用排水路などの農業基盤の整備をはじめ、景観に優れ豊かで住みよい農村づくりを推進するとともに、地域住民が一体となって取り組む農村環境の保全活動を促進します。

#### (2) 林業の振興

国土の保全や水源の涵養などの機能を有し二酸化炭素吸収源となる森林の適切な間伐や植林などの保全対策を推進するとともに、森林の維持管理のため林道等の整備を計画的に推進します。

また、地場産材の利活用を推進するために、市有林・市行造林の木材を率先して公共施設等への活用を図ります。さらに、地域林業の担い手である森林組合の経営の健全化を推進します。

#### (3) 水産業の振興

ホタルイカなどを中心とした沿岸漁場の環境保全に努め、漁港など生産関連施設・設備の充実を図り、生産から消費まで安定的な供給体制の確立を図るとともに、栽培漁業の推進により安定的な漁業経営を支援します。

また、ホタルイカの食材としてのブランド化、海洋深層水を絡めた養殖、海洋深層水を使用した水産加工物など水産資源の高付加価値化を図り、全国に情報発信するとともに、食育の推進による水産業への理解を通して、後継者の育成を図ります。

#### 4) 工業の振興

県内で有数の出荷額を誇るまでに成長した本市の工業については、既存企業における新事業の展開や事業の高度化などを積極的に推進するとともに、活発な事業活動が行えるよう、企業の活動基盤の環境整備を促進します。

また、市民生活を支える地域経済の活性化に向け、産学官連携や異業種間の相互交流による中小企業の技術力の向上、地域資源の活用などによる新しい産業創出の支援ならびに経営基盤の強化のための支援制度の充実に努めます。

さらに、企業立地を促進するための国の制度による固定資産税の課税免除期間の終了に伴い、市独自の優遇措置としての助成制度を活用し、企業誘致を推進します。

#### (5) 薬業の振興

本市は、配置家庭薬の生産地であり、古くから「くすりのなめりかわ」として全国的に親しまれており、代表的な地場産業として発展している。近年では、登録販売者制度など配置家庭薬の従事者に対する環境も変わり、医薬品の市場競争が激化するなど、薬業をめぐる環境も大きく変わっています。

薬業の製造技術の近代化・高度化が重要となっており、配置家庭薬従事者の後継者育成を図るとともに、身近な地場産業施設の見学などを通じて、地場産業に対する理解を深め、若者の就業促進を図ります。

また、本市には配置家庭薬に加え、国内有数の後発医薬品やドリンク剤メーカーが立地しており、独創的な研究・開発や設備投資に対する支援に努めます。

#### (6) 商業・サービス業の振興

商工団体などとの連携のもと、消費者ニーズをとらえた業態開発や販売促進活動など、魅力ある個店づくりを支援します。

また、イベントの振興や回遊しやすい商業環境の整備や駐車場の確保など、魅力ある商店街の形成に努めます。

まちなかの商店街は、郊外店舗との役割分担を図り、地域住民の買物の場としての機能を強化するとともに、新しいサービス産業の立地を促進するなど消費者ニーズに対応できる商業施設づくりを目指し、商店街の近代化、店舗の複合化を推進します。

## 3 - 2 企業とともに歩むまちづくり

### (1) 企業誘致の促進

国内の不透明な景気動向など厳しい企業経営が続く中で、企業は、競争力の強化のため国際化を進めてきました。しかし、近年、海外の経済状況も不安定なことなどから、生産拠点を国内に戻す動きも出てきています。

この機会を捉え、工業団地の造成や拡充などのインフラ整備を推進し、新たな優良企業の誘致を促進するため魅力ある立地環境の整備に努め、就業機会の創出を図ります。

また、東海北陸自動車道の開通などによる新たな経済圏を見据えて、高度技術を持った成長性の高い優良企業の生産拠点の形成を目指します。

### (2) ベンチャー企業の育成

本市の地域資源を生かした新しい地域産業づくりを支援するため、特に情報関連などベンチャービジネスへの起業意欲の高い人に向けて、空き店舗やSOHO施設などを活用したインキュベータ施設の提供など各種支援制度を充実するとともに、開業や営業などの支援や指導・助言を行う中で、意欲的な若者の定住やU・J・Iターンを促進します。

### (3) 雇用・就労環境の向上

企業への指導・啓発により、女性、中高年齢者、障がい者も含めた雇用の促進と安定を図るとともに、若者を中心としたU・J・Iターンを促進して、地域の活性化につながるまちづくりをめざします。

また、すべての勤労者が能力を十分に発揮し、生きがいをもって働くことができるよう職業能力の向上、再開発の促進や勤労者福祉厚生事業、労働福祉施設などの充実を図ります。

### 3 - 3 観光と交流のまちづくり

#### (1) 観光の振興

ほたるいかミュージアムを中心に、海洋深層水を活用したタラソピアとアクアポケット、子供から大人まで楽しめる東福寺野自然公園など、個性ある地域の宝を磨き上げるとともに、新たな観光資源の発掘と活用を図り、参加する、学ぶ、食を楽しむ、心身を癒すなどの体験型、滞在型観光の推進に努めます。

また、観光情報の積極的な発信をはじめ、市民と関係団体が協力して、観光客に対するもてなしの心を醸成するなど受け入れ体制の強化を図るほか、周辺の観光地と連携した広域観光を推進し、国内外からの観光客の誘致に努めます。

#### (2) 海洋深層水の利活用

滑川沖の富山湾、水深333メートルから取水する海洋深層水については、農業分野を中心に活用を図ってきました。海洋深層水の持つ清浄性、富養性などの特長を十分に利活用するため、研究機関との共同研究を進めるとともに、水産分野や農業分野など幅広い分野で海洋深層水の活用を図り、特産品の開発等を推進し、観光施設や朝市などでの販売を促進します。

#### (3) 姉妹都市交流の推進

本市は、国内では長野県小諸市、北海道豊頃町、栃木県那須塩原市と、また、海外では米国イリノイ州シャンバーグ市と姉妹都市の提携をしています。市民サイドでは、息の長い交流が続いており、相互の信頼と理解の輪を広め、親善をより一層深める姉妹都市交流事業を推進します。